

公の施設の指定管理者の指定（飯田市デイサービスセンター）について

健康福祉部 長寿支援課

1 公の施設の概要

(1) 基本情報

ア 施設名（通称）	上村デイサービスセンター
イ 所在地	飯田市上村844番地1
ウ 設置年月日	平成5年4月1日
エ 設置目的	高齢者等に対し、入浴、食事の提供、機能訓練その他健康の維持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、高齢者の福祉の増進を図る。
オ 施設・設備	ホール、静養室、調理室、浴室、ほか 鉄骨造 平屋建て、延べ床面積605.93㎡ 敷地面積 5,236.09㎡（上村福祉ゾーン総敷地面積）

カ 施設の写真



施設の外観



食堂・ホール



静養室



一般浴室

(2) 管理の状況

ア 施設を管理する所管課	健康福祉部 長寿支援課
イ 現在の管理方法	指定管理者制度
ウ 指定管理者制度導入年月日	平成27年4月1日
エ 現在の指定管理者名（募集方法）	特定非営利活動法人わだの家（非公募）
オ 現在の指定管理期間	平成30年4月1日から令和5年3月31日まで （5年間）
カ 指定管理者が行う業務	(1) 介護保険事業（通所介護、短期入所生活介護、 介護予防・日常生活支援総合事業通所型サー ビス事業）に関する事業 (2) 障害福祉事業（共生型生活介護）に関する事 業 (3) 施設の建物、敷地及び設備の維持管理に関す る業務

(3) 利用の状況（有効性）

ア 営業（開館）状況	令和2年度	令和3年度	備考
日数	312日	308日	
利用者数	5,962人	4,867人	
その他			
イ 利用者のニーズ・意見等	<ul style="list-style-type: none"> ・（評価）送迎 良い86%、食事 良い85%、レク 良い88%、職員 良い93%など、満足度が高い。 ・（利用者の声）感謝している。お陰で在宅介護ができる。食事が美味しい。いつも親切。など 		
ウ 利用者のメリット（利便性の向上、利用者の増加、地域活性化等の効果）	<p>地理的に独立した上村、南信濃地区の利用者にとっては、生活圏域で通所可能なデイサービスセンターとして利便性が高い。</p> <p>また、地域に密着した法人として雇用の確保という点での貢献も期待できる。</p>		

(4) 収支の状況（効率性）

ア 決算	令和2年度（円）	令和3年度（円）	備考
収入（A）	59,140,818	48,214,816	コロナ影響などにより利用者が減少したため、事業収入が減少。
事業収入	47,067,937	36,633,316	
市支出の指定管理料	9,600,000	9,600,000	
雑収入	947,651	1,981,500	
補助金収入（コロナ関連）	1,525,230	0	
支出（B）	58,346,412	55,721,418	燃料等高騰により、光熱水費支出が増加。
人件費	43,249,873	42,539,088	
委託料（清掃、点検）	211,200	299,200	
車両費（燃料含む）	2,560,050	1,829,242	
通信費	211,655	78,655	
光熱水費	3,474,809	4,336,688	
消耗品費	1,833,886	919,597	
賃借料	337,260	333,080	
修繕費	803,924	518,402	
事務費	819,193	433,658	
事業費	2,599,723	2,582,831	
その他	2,244,839	1,850,977	
収支（A－B）	794,406	△7,506,602	
イ 運営上のメリット（経費の節減、職員事務量の削減の効果）	サービスの提供に係る人材確保、介護保険に関する事務及び日常的な施設管理において、職員の事務量の削減が図られている。		

2 指定管理者選定の経過

(1) 募集の状況

ア 募集方法（公募・非公募）	非公募
非公募の理由	<p>当施設の利用者は、介護を必要とする高齢者等であり、利用者個々の心身の状況や介護方針等を熟知した管理者によりサービスを提供する必要がある。事業継続が可能かつ評価の高い現管理者の指定管理を継続することで、利用者個々へのサービスの質の維持或いは向上が見込まれる。</p> <p>よって、当候補者は指定管理に必要な専門性を有し、これまでも質が高い安全・安心な介護サービスを提供しており、また利用者からの評価も高いため、適正な管理運営を行うことができる団体と特定される。</p>

イ 指定管理者 が行う業務	上村デイサービスセンター指定管理業務仕様書抜粋																					
	11 業務について																					
	(1) 職員に関すること。																					
	ア 通所介護及び第一号通所事業の基準については、基準に従い、必要な職種及び員数の職員を配置すること。																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>職</th> <th>職務の内容及び配置の基準</th> <th>人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理者</td> <td>施設の管理及び従事者の監督を行う。常勤であることが必要</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>生活相談員</td> <td>利用者の相談に応じ、ケアマネジャーと利用の調整を行う。施設の開館時間は、常時配置が必要</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>看護師又は准看護師</td> <td>利用者の看護に従事</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>介護職員</td> <td>利用者の介護に従事</td> <td>サービス提供時間に応じて1人以上</td> </tr> <tr> <td>機能訓練指導員</td> <td>利用者の機能訓練に従事する。他の職との兼職が可能</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>調理員</td> <td>調理に従事する。配置することが望ましい</td> <td>1人</td> </tr> </tbody> </table>	職	職務の内容及び配置の基準	人数	管理者	施設の管理及び従事者の監督を行う。常勤であることが必要	1人	生活相談員	利用者の相談に応じ、ケアマネジャーと利用の調整を行う。施設の開館時間は、常時配置が必要	1人	看護師又は准看護師	利用者の看護に従事	1人	介護職員	利用者の介護に従事	サービス提供時間に応じて1人以上	機能訓練指導員	利用者の機能訓練に従事する。他の職との兼職が可能	1人	調理員	調理に従事する。配置することが望ましい	1人
	職	職務の内容及び配置の基準	人数																			
	管理者	施設の管理及び従事者の監督を行う。常勤であることが必要	1人																			
	生活相談員	利用者の相談に応じ、ケアマネジャーと利用の調整を行う。施設の開館時間は、常時配置が必要	1人																			
	看護師又は准看護師	利用者の看護に従事	1人																			
	介護職員	利用者の介護に従事	サービス提供時間に応じて1人以上																			
	機能訓練指導員	利用者の機能訓練に従事する。他の職との兼職が可能	1人																			
調理員	調理に従事する。配置することが望ましい	1人																				
イ 基準に規定する人数を超えて職員を配置することは可とする。																						
ウ 職員の勤務形態は、デイサービスセンターの運営に支障が無いように定めること。																						
エ 職員に対して、デイサービスセンターの管理運営に必要な研修を実施すること。																						
(2) 運営に関すること。																						
基準に従い、運営を行うこと。																						
(3) 施設の安全管理及び衛生管理に関すること。																						
ア 防火管理者を配置すること。																						
イ 安全管理に十分配慮し、火災、損傷等を防止して財産の保全を図るとともに、利用者及び職員の安全確保に努めること。																						
ウ 非常災害、事故等の緊急事態発生時に備え、具体的な対応計画を定め、緊急時の連絡先等をあらかじめ市長に報告するとともに、避難その他必要な訓練を定期的実施すること。																						
エ 衛生管理に十分配慮し、食中毒等の防止に努めるとともに、常に快適な利用ができる状態の保全に努めること。																						
オ 職員に対し、感染症等に関する基礎知識の習得に努めること。																						

<p>イ 指定管理者が行う業務 (つづき)</p>	<p>カ サービスの提供に当たって、指定管理者の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合に備えて、損害賠償のための損害賠償責任保険に加入すること。なお、建物の火災保険は、市が付加する。</p> <p>(4) 施設及び設備の維持管理に関すること。 ア デイサービスセンターの適正な運営のため、通常の清掃業務のほか、設備等に関する保守管理を行うこと。(別表「施設等の管理に係る業務区分」参照)</p> <p>(5) 支援、相談に関すること。 ア 地域の住民や利用者等から支援を求められ、または相談を受けた場合は、デイサービスセンターの指定管理事業者としての使命に基づき支援し、又は相談に応じること。 イ 前記アの場合において、地域包括支援センターへの取次ぎを行う等、関係機関との連携に努めること。</p> <p>(6) 個人情報保護に関すること。 ア デイサービスセンターの適正な管理運営のため、飯田市個人情報保護条例を遵守すること。 イ 個人情報保護の体制をとり、職員に周知徹底すること。</p> <p>(7) 苦情処理 指定管理者は、提供した介護保険サービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、相談窓口を設置し、これを利用者及び家族に周知すること。</p> <p>(8) アンケート調査 定期的に利用者からの意見聴取や満足度等の把握を行うこと。実施時期や項目については、市長と協議の上定める。</p>
<p>指定管理料</p>	<p>上限 17,260,000円</p>
<p>ウ 応募者数</p>	<p>1団体</p>

(2) 選定の結果

ア 団体の概要

(ア) 名称・商号	特定非営利活動法人わだの家
(イ) 代表者	遠山 信一郎
(ウ) 所在地	長野県飯田市南信濃和田518番地1
(エ) 設立年月日	平成5年4月1日
(オ) 設立目的	この法人は、介護の必要な高齢者及び障害者と家族に対し介護支援事業を行い、保健、医療、福祉の増進を図る活動を行うと共に、高齢者及び障害者の自立を支援し、暮らしよい地域づくりに寄与することを目的とする。
(カ) 基本財産	-
(キ) 役員・職員	理事長1名、副理事長1名、理事3名、監事1名

イ 選定の理由（令和4年飯田市告示第160号）

特定非営利活動法人わだの家は、現在も上村デイサービスセンターの指定管理者として施設管理及び運営を良好に実施しており、当該施設に求められる地域の通所介護サービス拠点としての役割を十分に果たしている。

また、当市の介護保険及び高齢者福祉施策を推進する意図を十分理解しており、的確な管理運営が期待できる。

(3) 評価の視点（適格性）

区分	配点	得点	評価
ア 指定管理者としての適性	10	5.00	法人の財務状況に課題はあるが、施設の管理運営は適正に行われていると評価する
イ 施設の有効活用	10	7.50	施設の設置目的を理解しており、利用者の満足が得られるような取組がされている。
ウ 利用者対応（改善姿勢）	20	20.00	アンケートによる評価や利用者の声からは、施設におけるサービスの満足度が高い。
エ 事業収支（収支の妥当性）	10	2.50	経営収支の課題があり、現状では管理経費縮減の達成は困難である。
オ 職員配置等の管理体制	20	15.00	業務に必要な専門職が適切に配置されている。
カ 危機管理の対応等	20	15.00	緊急時のマニュアルを備えている。また、緊急時の対応訓練を施設の職員及び利用者で実施している。
キ 地域連携・地域貢献	10	10.00	地元住民の雇用が積極的に行われている。
合計	100	75.00	

（備考）適格の可否基準は、評価得点の合計50点以上と定めた上で評価

(4) 提案された令和5年度の事業収支（収支予算の見積り）

項目	金額（円）
収入（A）	57,624,000
指定管理業務に係る収入	57,624,000
事業収入	38,983,000
市支出の指定管理料	17,260,000
雑収入	1,381,000
支出（B）	57,624,000
人件費	43,722,000
委託料（清掃、点検）	299,000
車両費（燃料含む）	2,379,000
通信費	175,000
光熱水費	3,526,000
消耗品費	1,669,000
賃借料	681,000

	修繕費	743,000
	保険料	491,000
	その他	3,939,000
収支 (A - B)		0